

(別添)

○ 改定内容

下水道用設計標準歩掛表令和3年度 第2巻 ポンプ場・処理場

Ⅱ 下水道事業における機械設備請負工事工事費積算基準の運用

2. 一般管理費等

一般管理費等の数値及び算定式の係数を下記のとおり読み替える

【改定前】

対 象 額 (工事原価)	標準一般管理費等率
500万円以下	27.00%
500万円を超え 30億円以下	$Y = -2.9648 \text{Log} X + 46.862$ ただし、X : 標準一般管理費等率 (%) X : 工事原価 (円)
30億円を超えるもの	18.76%

【改定後】

対 象 額 (工事原価)	標準一般管理費等率
500万円以下	26.17%
500万円を超え 30億円以下	$Y = -1.4357 \text{Log} X + 35.789$ ただし、X : 標準一般管理費等率 (%) X : 工事原価 (円)
30億円を超えるもの	22.18%

○ 適用年月日

令和4年4月1日以降の積算に適用する。

ただし、令和4年4月1日以降に入札公告又は入札通知するもので、諸経費適用日が令和4年4月1日以前のものについては、改定内容に基づき設計変更の対象とすることができるものとする。